

食品安全委員会アレルギーを含む食品に関する

ワーキンググループ

(第15回) 議事録

1. 日時 令和3年3月4日(水) 10:00~11:16

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

- (1) アレルギーを含む食品に関する食品健康影響評価について
- (2) その他

4. 出席者

(専門委員)

丸井座長、相原専門委員、赤松専門委員、穂山専門委員、安達専門委員、
伊藤専門委員、海老澤専門委員、金谷専門委員、斎藤専門委員、
手島専門委員、森山専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、堀口委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、入江評価技術企画室推進室長、
林課長補佐、磯村係長、武井技術参与

5. 配布資料

- 資料1-1 評価書 アレルギーを含む食品 卵 (案)
- 資料1-2 食品健康影響評価に当たり参照した知見 (案)
- 参考資料1 参考文献の作成に関与した専門委員リスト

6. 議事内容

〇〇〇 それでは、皆さん、おはようございます。

いつも午後が多いのですが、今日は午前中です。非常にスムーズに始まったようで、今日はうまくオンラインでいくといいなと念じております。

定刻の10時ですので、ただいまから第15回「アレルギーを含む食品に関するワーキング

グループ」を開催させていただきます。

先生方には、お忙しい中、御出席をどうもありがとうございます。

本日は、13名中11名の専門委員の先生方が御出席で、〇〇〇、〇〇〇が御欠席でございます。

また、食品安全委員会からは、オンラインを含めまして3名の委員が御出席されております。

例によりまして、開催通知等で御連絡いたしましたけれども、本会議につきましては、ウェブ会議システムを利用して参加いただく形で行ってまいります。

また、本会議は非公開で行いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元に御送付いたしました議事次第を御覧ください。

本日の議事は、これまた例によりますが2つ、「(1) アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について」、「(2) その他」となっております。

議事に入ります前に、〇〇〇から連絡事項がございますので、よろしくお願ひします。〇〇〇 〇〇〇でございます。

ウェブ会議に当たりまして、留意事項をお知らせいたします。2点ございます。

1点目は、常時のお願いとなります。発言者の音質向上のため、発言をなさらないときは、ウェブ会議アプリのマイクをオフ、ミュートにさせていただきますようお願い申し上げます。

2点目、発言時のお願いとなります。御発言いただく際は、配付資料に同封いたしました赤と青のカードがございますけれども、赤の「挙手」の面をカメラに向かって表示してください。

座長または〇〇〇職員が先生のお名前をお呼びいたしましたら、ミュートを解除した上で御発言をお願いいたします。御発言の際は、必ず名乗ってから開始してください。

御発言が終了しましたら、「以上です」と御発言ください。

以上、御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

ウェブ会議システムを利用したワーキンググループの開催につきましては、通信環境等により議事進行に支障が生じる場合もあろうかと存じますが、何とぞ御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇〇〇からは以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

引き続きまして、〇〇〇より資料確認をお願いいたします。

〇〇〇 先生方には、事前に紙媒体にて資料をお送りさせていただいております。

本日の資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿に続きまして、資料1-1といたしまして「評価書 アレルゲンを含む食品 卵（案）」、資料1-2といたしましてその別添、参考資料1といたしまして参考文献の作成に関与した専門委員のリストでございます。

また、昨日メールでお送りさせていただいておりますが、右肩に机上配布資料と書かせ

ていただいております、今後のスケジュールに関する資料になります。

なお、資料1-1、1-2、机上配布資料につきましては、食品安全委員会ホームページでは公開いたしませんので、取扱いは御留意ください。

配付資料については以上となりますが、不足等がございましたら〇〇〇までお申し出いただければと思います。

以上でございます。

〇〇〇 よろしいでしょうか。

それでは、幾つかステップがございまして、それから議論を始めたいと思います。

続きまして、〇〇〇から「食品安全委員会における調査審議方法等について」という食品安全委員会の決定に基づいて必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項について報告をお願いいたします。

〇〇〇 〇〇〇でございます。

本日の議事に関する専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

議事「(1) アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について」に関する審議につきまして、本ワーキンググループの専門委員が文献の作成に関与しておりますことを御報告いたします。先生方が関与した文献は、参考資料1を御覧ください。

なお、評価対象であるアレルゲンを含む食品につきましては、食品安全委員会が自ら評価を行うものであるため、本品目についての特定企業は存在いたしません。

以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございます。

先ほどの自ら評価であるということですのでけれども、委員会決定の2(1)に掲げる場合のうち、④にございます「特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合」には該当いたしません。また、⑥の「その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合」にも該当しないと考えられます。

〇〇〇、このこと以外についていかがでしょうか。

〇〇〇 そのほか、同委員会決定の2(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

〇〇〇 それでは、先生方、既に御提出いただいた確認書について、その後相違はございませんでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

前々回、2月10日に行われました第13回のワーキンググループの会合で、本日お手元にお配りしてあります資料1-1の評価書案本体のまとめと今後の課題を中心に御審議いただきました。そして、評価書の案としてだいぶ形になってきたと思います。

また、前回2月17日の第14回のワーキンググループ会合では、消費者庁からリスク管理の現状について説明をしていただきました。

そういった過去2回の集まりを基に、本日はワーキンググループとして卵の評価の取りまとめの審議を進めていきたいと思えます。

では、まず13回の会合からの修正点を中心に、〇〇〇から説明をお願いいたします。〇〇〇 〇〇〇でございます。

資料1-1を用いまして、前回ワーキンググループの修正点を中心に説明をさせていただきます。

まず、5ページ、6ページの要約の部分でございます。こちらは、前回も最後の「8.まとめと今後の課題」の内容を踏まえて要約を記載させていただいたところですが、前々回13回ワーキンググループでの審議の内容を踏まえまして、新たに要約を書き直させていただいております。

専門委員の先生方に確認いただきました際の指摘事項につきましては、後ろのほう、21ページ以降の食品健康影響評価の「8.まとめと今後の課題」と重なる部分もでございますので、後ほど詳しく説明をさせていただきたいと思えます。

続きまして、本文のほうに参りまして、まず9ページでございます。8ページから評価対象の範囲ということで対象物質と対象集団について書かせていただいておりますが、9ページの1行目からIgE依存性反応に関する記載がございます。

4行目の記載でございますけれども、「IgE依存性反応であっても」というところですが、もともとは「2時間以降に症状が誘発されることがある」と記載させていただいたところでございます。四角の囲みでございますように、〇〇〇から「IgE依存性反応であっても2時間以降に症状が誘発されることがある」について、食肉などに含まれる α -galに対するアレルギーのことを指していると思えます。今のところ、メカニズム不明ですが、食肉などでは接種後数時間でアレルギー反応が起こるのに対し、同じ α -galに対するアレルギーであってもセツキシマブ静注の場合は即時型反応が生じることから、消化吸収の時間が関係していると思えます。したがって、以下のように、少なくとも「原因食物摂取後」を挿入すべきです、と御提案をいただいております。

もう一つの御提案といたしまして、できればこの文章を読む人が鶏卵タンパク質に対するIgE抗体依存性反応が数時間後に起こり得ると誤解することがないようにということで、括弧書きで追加をしてはどうかという御提案もいただいております。

また、「が、」以降、「誘発されることがある」を全文削除してはどうかという御提案もいただいておりますので、より適切な内容になるよう、後ほど御検討いただければと存じます。

続いての修正点でございますが、14ページから15ページにかけてでございます。14ページからは鶏卵のアレルゲン性ということで、「(1) 鶏卵に含まれるアレルゲン性を有するタンパク質」、「(2) 食品加工によるアレルゲン性の影響について」の項目がございます。

2行目から始まります(1)につきましては、記載の整備をさせていただいております。

(2) につきましては、24行目でございますけれども、後半の部分、「加工がアレルゲンコンポーネントのIgE結合能に及ぼす影響から、アレルギー患者集団における加工食品によるアレルゲン性を必ずしも予測しうるものではない」という記載がございますが、この内容とそれ以降の文に関しまして、〇〇〇から御指摘をいただいております。15ページの四角の囲みを御覧くださいませ。先ほど申し上げました14ページの24行目からの一文の内容について、「こう言っている割には以下の加工調理によるIgE結合性の変化に関する記述が多いように感じます。小澤と加藤（2002）については少し整理したほうがよいかもしれません」という御意見でございます。

〇〇〇におきまして、14ページから15ページにかけて少し修正をさせていただいております。もともとこの小澤と加藤の文献に関しまして詳細に記載をさせていただいておりますのは、昨年1月、2月、5月に開催いたしました打合せ会におきまして評価のまとめの方向性について御検討いただいた際に、温度や食品について各条件を本体のほうでも詳しく記載したほうがよいという御指摘があったため、詳しく記載をさせていただいております。本日はいらっしゃいませんが、特に〇〇〇から、過熱の条件によっては患者さんによっても食べられるもの、食べられないものがあるので、本体のほうにも細かい条件を記載したほうがよいという御提案がありましたので、記載をさせていただいているところでございます。14ページから15ページの部分につきまして、どの程度詳しく記載すべきかまた後ほど御意見をいただきたく存じます。

続きまして、17ページでございます。16ページから17ページにかけて、リスク管理の状況について記載させていただいております。前回の第14回ワーキンググループにおきまして、消費者庁から様々状況をお聞きしたところでございますけれども、その状況を踏まえまして、17ページの5行目から6行目でございますが、「制度として都道府県等から国に報告される体制となっていないため、我が国全体としての網羅的な情報はなかった」ということで「網羅的」という言葉を追加させていただいております。

その下、9行目からは東京都の事例について引用させていただいておりますが、赤字となっている11行目から14行目につきましては、より文献に沿った正確な記載と修正をさせていただいております。

続きまして、23行目でございます。こちらには全国実態調査に係る誤食に関する知見を記載させていただいておりますが、この部分につきましてもより正確な記載となるような修正をしています。

続きまして、20ページでございます。脚注でございますが、昨年末に日本食品標準成分表の2020年版の八訂が公表されたということを踏まえまして、20ページの3行目から4行目の換算値につきましても、日本食品標準成分表の八訂の記載に沿った形に修正をさせていただいております。なお、別添資料1-2のほうもこの日本食品標準成分表を引用しておりますので、合わせて関連部分を修正しております。

続きまして、21ページ以降のまとめと今後の課題に参ります。基本的には21ページ目か

ら22ページ目につきましては記載の整備をさせていただいております。23ページに参りまして、前回御審議いただきました18行目からの「学会においても確認されていない」という部分につきまして修正をさせていただいております。「また、本ワーキンググループにおいて確認した限りにおいては、食品採取重量1 g当たりの特定原材料由来のタンパク質含有量が10 μ gを下回る『卵』タンパク質量でアレルギー症状が誘発されたという事例として明らかなものはなかった」と修正をさせていただいております。

また、24ページに参りまして、1行目から食品企業におけるアレルギー管理に関する状況について記載をさせていただいております。(〇〇〇より)という四角の囲みでございますが、表示ラベルの作成・貼付の仕組みの確立については、一般的衛生管理の中の標準作業に網羅されているという考えの下、「商品の表示ラベルの作成・貼付の仕組みの確立においても、一般的な作業管理衛生管理が重要になってくる」と記載しましたが、企業における実態を踏まえて、「作業管理」のほうが広くなじむと考えられるため修正をしております。

また、その下、〇〇〇からの御指摘でございますけれども、11行目、「以上から」から始まる部分につきまして、12行目でございますが、「鶏卵アレルギーに限らず食物アレルギー患者は主治医の指導の下に加工食品を摂取する必要がある」と修正しております。〇〇〇の御意見といたしましては、アレルギー専門医だけが食物アレルギーの診療を行っているわけではないので修正をしたということでございました。

最後、今後の課題でございます。25ページから箇条書きで記載をさせていただいておりますけれども、記載の整備をさせていただいております。

最後の26ページの下から2つ目と3つ目のポツでございますが、前回までは「アレルギーの症状誘発量の知見」と「国際的なリスク評価手法の動向」と2つ書かせていただいておりますけれども、下から3つ目の症状誘発量の推計手法に係る科学的知見は、広い意味ではリスク評価手法に含まれますので、7行目から9行目の課題を「国際的な動向を踏まえた、食物アレルギーのリスク評価手法に関する知見」として1つにまとめさせていただいております。

資料1-1の後ろの本文につきましては以上でございます。

また、要約のほうに戻っていただきまして、5ページを御覧いただければと存じます。要約はこれまで審議をしたことがございませんので、〇〇〇のほうから簡単に御説明を申し上げます。

5ページの4行目からは自ら評価の背景について記載させていただいております。

9行目からはリスク管理の現状ということで記載をさせていただいており、特定原材料が7品目、特定原材料に準ずるものが21品目あるが、このうち国内における患者数が多く、科学的知見が豊富な「卵」を評価の対象としたというところで、卵をなぜ評価したのかということに記載させていただいております。

15行目からは、卵の評価に当たっての科学的知見の状況についてまとめさせていただ

ております。「特定原材料の『卵』の範囲は食用鳥卵全般であるが、評価するに当たって入手した科学的知見のほとんどが鶏卵に関するものであった。そこで、人が摂食する食用鳥卵のほとんどが鶏卵であることを踏まえ、入手した科学的知見を鶏卵によるアレルギーに関する知見として整理し、評価することとした。しかしながら、入手した科学的知見を整理・分析したところ、現段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかになった」と記載させていただいております。

また、22行目以降の文章につきましては、基本的には食品健康影響評価の「8. まとめと今後の課題」の後ろのほうから抜粋させていただいておりますので、説明は割愛させていただいておりますが、要約のほうはこのようにまとめさせていただいております。

最後、6ページの25行目からでございますけれども、今後の課題の部分を5行でまとめさせていただいております。なお、今後、さらなる精緻化を含めて食品健康影響評価を行うためには、必要な科学的知見を継続的に集積することが重要であり、全国規模の疫学調査による食物アレルギー有病割合の経年変化に関する知見、食物経口負荷試験によるアレルギー症状誘発量に関する研究データ等の情報の収集が必要であると考えられる」としております。

なお、〇〇〇からこの要約に関して御意見がございまして、6ページの16行目の部分、もともとは「以上から」と後ろの食品健康影響評価と全く同じ文章を入れさせていただいておりましたけれども、ここの要約の部分では個人差についての話が記載されていないので、「以上から」ではなく「また」という表現のほうの方が妥当だと思いますという御意見をいただいております。〇〇〇で「以上から」というところを「また」と修正しております。

資料1-2に関しましては、内容の変更を伴わない記載整備をさせていただいております。なお、この別添中の引用文献で、2件削除されておりますけれども、削除した文献2件につきましては、これまでの審議の途中で削除された内容に関連する文献でございましたので、引用文献から削除させていただいたという状況でございます。

〇〇〇からの説明は以上でございます。

〇〇〇 〇〇〇からの説明、どうもありがとうございました。

資料1-1につきまして、一通り説明をしていただきました。先日から先生方にお送りいたしましたところ、それぞれのお立場から御指摘をいただきまして、ありがとうございました。そうした御指摘、あるいは表現上、構成上の視点から〇〇〇が修正したというところも含めて説明をしていただきました。

先ほどの〇〇〇からの説明のように、要約につきましては後ろの部分との関係が非常に強いので、全体の確認をしていただいた後で御意見を伺いたいと思います。

ということで、先ほどの〇〇〇からの説明のように、資料1-1の7ページ以降、要約以外の本文について御意見をいただければと思います。特に御指摘を具体的にいただいた〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇をはじめ、そのほかの先生方、だいたい形ができてきたところで、御指摘いただいたことについて、この修正でよいかどうか、あるいはそれ以外のところに

ついてお気づきのところなどありましたら御指摘いただければと思います。

〇〇〇、どうぞ。お願いいたします。

〇〇〇 9ページの「IgE依存正反応は」から始まる文章で、「IgE依存性反応であっても」というところに加えられた文章はごもっともなのですけれども、鶏卵アレルギーの場合、鶏卵の負荷試験などをすると、消化器症状に限って言うと2時間以降に出てくることというのはあるのです。それが本当にIgE依存性反応なのかどうかというのは何とも言い難いのですけれども、通常、我々臨床医はそれをIgE依存性反応の一環として考えて、消化器症状って遅れて出てくるよねと考えていて、特に鶏卵の場合は消化器症状がほかの症状に比べて比較的多く出るので、ピーナッツなどもそうなのですけれども、遅れて出てくることというのはあるので、ここはIgE依存性反応であっても消化器症状などは2時間以降に症状が誘発されることがあるという書き方でもいいのかなと思いました。

もちろん〇〇〇が御指摘の α -galなどの場合には、もっともつとすごく遅く出てくることを〇〇〇は書かれていたのだと思うのですが、今回は鶏卵の評価ということに関して言うと、そちらのほうがいいのかなと思うのですけれども、臨床で見ている〇〇〇にもそこに関して意見をもらえればなと思いますが、〇〇〇はどうですか。

〇〇〇 〇〇〇、ありがとうございます。

基本的に同じ感覚を持っています。ここはイントロダクションなので、 α -galに書くと、 α -galに限ってはこういうふうだというようにも読めてしまうので、ここは例外的には2時間以降でも起きることがあるんですよという総論だけが伝わればいいのではないかなと思いました。

〇〇〇 では、消化器症状などは書かなくてもいいか。

〇〇〇 消化器症状とも書かなくても、ここはイントロダクションですので、「例外的に摂取後2時間以降に誘発されることがある」ぐらいの大枠のほうがいいのではないですか。

〇〇〇 では、そんな感じでいいのかなと思いました。

以上です。

〇〇〇 御指摘ありがとうございます。

ここは初めに御意見をいただいた〇〇〇がいらっしゃいますが、今のお二人の御意見を伺って、〇〇〇、いかがでしょうか。

〇〇〇 私はIgE依存性のメカニズムにこだわっているだけなので、そういう誤解がこの文章を読んで生じないと皆さんが判断されるのでしたら、それで結構です。

〇〇〇 〇〇〇、ありがとうございます。

ここも今まで何回か議論がありましたけれども、メカニズムに焦点を当てるのか、それとも実際に症状が出るという臨床的な側面から見ていくかということだいでぶ表現が変わってくるのだらうと思います。先ほど〇〇〇からもお話がありましたけれども、ここについてはイントロダクション的な部分なので、あまり詳細に入らず、例えば〇〇〇がおっしゃられた「例外的には2時間以降に症状が誘発されることもある」という程度にとどめて

よいのではないかという御指摘で、ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

それでは、特に御意見がなければ、そのような方向で修正させていただくことにしたいと思います。ありがとうございます。

そのほかのところ、〇〇〇からも御指摘をいただいた部分、先ほど〇〇〇から説明がありました、いかがでございましょうか。

〇〇〇 〇〇〇です。

皆さんの御意見をお伺いしたいのですけれども、14ページで「IgE結合能に及ぼす影響から、アレルギー患者集団における加工食品によるアレルゲン性を必ずしも予測しうるものではない」と文頭で言っている割には、その後ろでin vitroの詳細な記述があります。ただ、〇〇〇がおっしゃるように、加工によるいろいろなアレルゲン性の変化というのは、それを記載することに一定のメリットがあるとも思うので、悩ましいところなのですけれども、幾つかの案があります。まず、このままでいくというのが1案で、2つ目は、後半の加工のところの小澤と加藤の中の例えば温度などを抜いてしまってちょっと簡潔にするとか、あるいは、文頭に置いている否定的な言葉を後ろに持ってきて、vitroの話をずっと言った後、最後に、しかし、これは必ずしも予測するものではないとくぎを刺しておくとか、幾つかの案があると思うのですけれども、御意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。

〇〇〇からの御指摘で、〇〇〇が少し修正をいたしました。ただいま、〇〇〇から大きく3つの方向がありそうということで、このまま小修正をしたものでいくか、それとも、後半がやや重たいので、恐らく〇〇〇の御指摘は、括弧の中はほとんど取ってもいいのではないかという御指摘だと思います。3つ目は14ページの24、25、26行目あたりの内容をむしろこのパラグラフの後のところに持ってきたほうが印象づけとしてよいのではないかという御指摘だったと思います。

今、大きく3つの御提案を〇〇〇から具体的にいただきましたけれども、以前の〇〇〇からの御提言もあって今はこういう形になっております。今日、〇〇〇がお見えでないので、ほかの先生方に積極的に考えていただいてもと思いますが、いかがでしょうか。この方向でというのを決定的に言ってくださってもいいですし、どの辺りをどんな方向にするのがよさそうかということをお提案いただいてもいいと思いますが、よろしいでしょうか。

先ほどの14ページの23、24、25、26行目あたりの前提があり、その後、その具体的な例を挙げていくところで、特に調理の方法、加工の仕方等についてやや否定的なのにもかかわらず、記述が多過ぎるような気がするというのが〇〇〇からのお話だったと思います。本当に全体のバランスのところなのですけれども、14ページの24、25行目のところから次の15ページの上のところあたりを見比べていただいて、いかがでしょうか。

あるいは、再び〇〇〇、先ほど3つの御提案をいただいて、非常に分かりやすい御提案

だったのですが、先生はどの方向がよさそうと思われますでしょうか。

〇〇〇 ありがとうございます。

4つ目の提案としては、先ほどの14ページの24~26のパラグラフの後に、しかしながら、この加工によるIgE結合能は一定のメリットがあるので、ここに少し記載するみたいな感じで注釈を入れるのもひとつありかなという気がしました。

あとは、大きなオペとしては、vitroの話全部取ってしまって、vivoの臨床的にもという15ページの14行目のところからだけ載せるというのもあるかもしれないなと思いました。別添でvitroの話を入れるというのもありかなという気もしたのですけれども、〇〇〇の思いも非常によく分かるので、ただ、ミスリードしてはいけないなというところがちょっと気になります。この時期に及んであまり大きく変えるのも大変ですので、現状にして、後ろの細かいところの情報を少し、括弧の中を取ってしまうぐらいがいいのかなという気はしますが、いかがでしょうか。

〇〇〇、いかがでしょうか。

〇〇〇 御指名ですが、〇〇〇、ここを読んでいただいていた方がいいでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇です。

私は、この情報が正確なところを言ったほうがいいのかちょっと悩んでいるのですけれども、つまり、括弧を取ってしまうというところですね。こういうものは情報として出しておいたほうがいいのかという気はするのですけれども、それは先生方の感覚がありますよね。だから、そこは難しい部分はあるのですが、ここはvitroのところですね、IgE結合能は結局変わらないというところですね。こうやって加熱しても変わらないということをお願いわけですね。つまり、オボムコイドに関してはかなり熱耐性であって、ここは強調する意味で入れてもいいかなという気はするのですけれども、先生、どうでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇、どうもありがとうございました。

この辺り、温度や時間などまで入れるかどうか、それが例えば半熟のポーチドエッグの作り方にも関わるわけですね、固めか半熟かとか、どれぐらいの時間というのがどれぐらい影響するかというようなことを、例えば臨床の場でこういうことが多少とも話題になったり問題になったりするのかわかるか、あるいは、この記述の中では括弧の中はなくても、いわば調理の常識的な話だということに済ませてよいのか。

もう一度言いますと、温度とか時間とかまでここで書いたほうが患者さんにとってよいのかというようなこと、〇〇〇、〇〇〇、あるいは〇〇〇、臨床の立場からいかがでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇、〇〇〇ですけれどもいいですか。

〇〇〇 どうぞ。

〇〇〇 ここに関しては、かなり〇〇〇のこだわりの点なのだろうと思います。括弧の中に関しては、評価書としては書かなくていいと思います。

〇〇〇 〇〇〇、括弧の中は要らないということですか。

〇〇〇 そうです。これは〇〇〇のライフワークのところなので、どうしても力が入ってしまうのだと思うのです。〇〇〇が今日いないところで申し訳ないのですけれども、なくていいのではないかと思います。

〇〇〇 御意見ありがとうございます。

〇〇〇のほうから。

〇〇〇 〇〇〇です。

別添のほうにはもちろん詳細を記載しております。47ページにきちんと参照文献153番として同じ文献を引く形で記載をしておりますので、今、〇〇〇から御提案があったように、この評価書本体のほうにはあまり詳細は記載しないということではいかがでしょうか。

〇〇〇 ありがとうございます。

別添というのは資料1-2ですが、そちらには詳細があるということで、この参照13、別添があるので、今の〇〇〇の御意見、そして、〇〇〇、〇〇〇の御意見を含めて、括弧の中はここでは抜くと。確かに括弧の中で数字がたくさん出てくると、ここだけ妙に詳細という感じがしますので、ここは調理名だけにして、括弧の中を取る。そうすると、随分と印象が変わってくるのではないかと思います。いろいろ御意見ありがとうございます。

〇〇〇、よろしいでしょうか。

(〇〇〇より同意の意思表示あり)

〇〇〇 ありがとうございます。では、この部分についてはそのように進めていきたいと思えます。

そのほかの部分、やや小さいというか、文章の修正もありましたが、〇〇〇、何かございますか。どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。

訂正の部分ではないのですけれども、よろしいでしょうか。訂正というか、私、この資料を見ている時間がなくて、今、会議の前に予習で見えていたのですけれども、24ページの上の2行目あたりからリスク管理の話がありますよね。ここでまず一つ、交差汚染という言葉が出てきますよね。英語で言うとcross contaminationなのですからけれども、通常、異物や金属とかというものに関してはこのcross contaminationを使うのですが、コーデックスでは、アレルゲンに関してはcross contactと使っているのです。これは全般的な意味で使っているのか、それともアレルゲンだけのことを言っているのかちょっとあれなのですけれども、アレルゲンの管理のということであれば、これは交差接触、cross contactと書き直したほうがよろしいかと思います。それで、交差接触というのはあまり聞き慣れない言葉なので、例えば引用の用語の説明のところに入れてはどうかとちょっと思っております。

もう一つ、その以降に、この間の消費者庁の話でもそうなのですからけれども、ほとんどの企業がアレルゲン管理は、衛生管理の部分で特定原材料に関してはきちんとやっているようには思うのですが、問題は表示の貼付、添付の間違いですよね。ここは結構まだ起こっ

ているのだと思います。ここはHACCPの衛生管理の中ではなくて、品質管理、あるいは品質保証の部分の観点、つまり、人為的な間違いですよね。ここはワードの定義の問題なのですが、今、チャットで一つ入れてありますけれども、製造管理、衛生管理、品質管理、品質保証の範囲の部分です。ここを分けて考えて記載したほうがいいのかと思います。

ここは食品安全委員会様なので、まず衛生管理と製造管理と品質管理と品質保証の範囲をきっちり分けておく、考え方を一緒しておいたほうがいいのかと思います。

あと、指定成分というのは、いわゆる健康食品の中の注意を要するものに今関わっているのですが、薬事・食品衛生審議会の新開発食品調査部会のほうでHACCPとGMPの違いを定義しているのですけれども、HACCPは基本的に衛生管理であります。全工程にかかっている衛生管理なのですが、当然アレルギーも入っているのですけれども、人為的間違いはどちらかという品質管理あるいは品質保証に入ってきますので、それを分けているということでございます。ですので、指定成分に関してはGMPを告示で示しているということになります。記載内容は、衛生管理の中に表示貼付を入れているので、そこがちょっとどうかという気はしているのですけれども、そこだけ訂正されたほうがいいのかと思っています。これは要約のところも同じなのですけれども、24ページと、6ページも同じように記載されていますので、要約の議論は後でということだったのですが、一緒にお伝えしておきます。

以上です。

〇〇〇 どうもありがとうございます。

この辺り、〇〇〇のほうはいかがですか。今の〇〇〇の御意見に従って、少し手を入れるというようなことになりますか。

〇〇〇 今、〇〇〇から御意見をいただきましたけれども、具体的にどのように記載をしたらいいのか。分けて書いたほうがいいのかという御意見はもっともだとは思いますが、具体的にどのように記載をしたらいいのかというところの御意見をいただきたいと思えます。

〇〇〇 〇〇〇、いかがでしょうか。ここのところも、今までの議論の中で、〇〇〇のほうで「衛生管理」というのではなくて「作業管理」という言葉で書き直したわけです。HACCPは衛生管理ですけれども、それを含んだもう少し広い意味での作業管理ということで、先ほどのお話の人為的なラベルの貼り違いとか、表記の文言が違うとかということを含めて、恐らく衛生管理でなく作業管理という少し広い言葉に置き直しているわけです。その辺り、今、〇〇〇からありましたけれども、〇〇〇、具体的に整理するとどうなるかというようなこと、いかがでしょうか。

〇〇〇 まずは「交差汚染」を「交差接触」にしたらどうか。ここはよろしいでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇、これはいかがですか。これはcross contamination、cross contact。

〇〇〇 これは〇〇〇が多分お詳しいかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇、ここについて一言いただいてもいいですか。

〇〇〇 ここで書き手が言っている部分は、〇〇〇がおっしゃっている、アレルギーの場合にはcross contactという用語だよというのはそのとおりです。ただ、基本的に食品メーカーが管理をする場合ということで、書き手のほうの気持ちは、アレルギーの中でいうと、アレルギーだけで扱っているのではなくて、通常の一般的な衛生管理の交差汚染予防でやっているということなのだと思うのです。アレルギーだけをターゲットにしているのではなくて、全体の食品を作るという中に組み込んでやっているということを書いているのだと僕は理解して読みました。

以上です。

〇〇〇 誤解をされなければこの文章のままでも構わないと思います。

あと、その下にHACCPの管理のことが書かれていて、「引き続き製造過程での意図しない混入防止や」、ここはいいのです。「商品の表示ラベルの誤貼付防止を含め、適切な製造管理が実施されることが期待される」ということなのですからけれども、つまり、表示のラベルの誤貼付が衛生管理の中に入ってしまったわけですね。ここはちょっとよくないのではないかとということでもあります。だから、もし変えるなら、「適切な製造管理、品質管理、品質保証が期待される」とかとしたほうがいいですかね。

〇〇〇 〇〇〇です。

その次の文章に続けて、「また、その結果として、特定原材料表示に係る品質管理、食品表示を含む品質保証が向上することが期待される」と、今、〇〇〇がおっしゃった品質管理と品質保証が入っておりますと、〇〇〇の御意見を踏まえますと、商品の表示ラベルの誤貼付防止の部分をHACCPの文章から切り出したほうがいいということでしょうか。

〇〇〇 それでもいいと思います。どちらにするかだと思うのですけれども、次の文章の「その結果として」以下を省くか、表示ラベルの貼付のほうを後ろに持ってくるかですかね。誤貼付も含めて後ろに持ってくるかどうかだと思います。その辺は意外とあまり知られていないので、直していただいたほうがよろしいかなと思います。

〇〇〇 HACCPで始まるセンテンスに入り込んでいるというところがちょっと問題だということですね。

〇〇〇 はい。

〇〇〇 ラベルを貼りつけるというのは、衛生管理からは外れるにしても、製造管理の一環ではあるはずですね。

〇〇〇 つまり、そこは製造管理よりかは品質管理、これは言葉のあれなのですけれども、難しいと思うのですが、分けて、品質管理、品質保証のほうですかね。

〇〇〇 〇〇〇からコメントがあります。

〇〇〇 〇〇〇の意図は非常によく分かるので、衛生管理の制度化に伴いという文章があるので、ラベルの何とかがひっかかってくるような感じになると思うのです。なので、分けるか分けないかを含めながらも、「制度化に伴い」となると、HACCPと関係していると読

み込めてしまうのではないかと思います。

以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。

論点が大分はっきりしてきたと思います。このところ、HACCPで始まるセンテンスを切り分けて、先ほどの〇〇〇のお話のニュアンスが入るように整理すると書き直せると思います。書き直してみようということで〇〇〇のほうが行いますが、〇〇〇、それでよろしいでしょうか。

〇〇〇 はい。ありがとうございます。

〇〇〇 どうもありがとうございます。それで、このところも、最後の委員会からのコメントも含めて、少し整理されて分かりやすくなると思います。コメントありがとうございました。

そのほか、この本体のところ、あとはごく小さいところで、そして、例えば23ページは前々回のワーキンググループでいろいろ御議論いただいて、学会という言葉を除いたというようなところもありました。そのほか、一番最後の26ページで2項目を1つにまとめたというのが説明にありましたが、先生方、大体よろしいでしょうか。

そうすると、ひとまず本文のほうは御意見をいただいたということで、資料1-1の5ページ、6ページの要約のところですけども、これは直前の〇〇〇からの御指摘で6ページの上のほうの paragraph は書き直した形で置き換わることになると思います。そのほか、〇〇〇からもコメントをいただいて修正をしたりしておりますけれども、要約について特に先生方から何か御意見をいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

要約については、もう一度言いますと、6ページの6行目から14行目あたりのところ、少し paragraph を整理して、先ほど来のように衛生管理から品質管理、保証に至るプロセスを念頭に置いて、この paragraph はもう少し分かりやすく書き直すということにしたいと思います。

特にそのほか御意見がないようでしたら、ひとまずと思います。

どうもいろいろありがとうございます。

先ほども出ましたが、資料1-2の別添のほうは、今までいろいろ見ていただいたように細かいことを入れるような形で、先ほどの加工調理のようなところも、温度や時間なども別添のほうには詳細に入るということでございます。

ということで、今までいろいろ御指摘をたくさんいただいて、形が整ってまいりました。この後、少し修正が必要な部分もありますけれども、内容について大体これでよいということでありましたら、以後、修正については座長のほうに任せていただいて、〇〇〇が作業していただけたらと思います。もちろん、途中、修正したものは先生方にお送りしてチェックしていただくということで、コメント、意見がございましたら、いつでも遠慮なく〇〇〇のほうに連絡いただければ対応できると思います。

いろいろ御意見をありがとうございます。この後、若干修正が必要などころはあります

けれども、この資料1-1の評価書案を本ワーキンググループの審議結果とさせていただいて、修正したものを食品安全委員会のほうに報告するというふうにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御賛同ありがとうございます。

それでは、今日は1時間ほど過ぎたところですが、〇〇〇のほうから今後の進め方について改めて説明をしていただきます。お願いします。

〇〇〇 〇〇〇でございます。

御審議どうもありがとうございました。

〇〇〇から今後のスケジュール、手続について御説明いたします。昨日、専門委員の先生方にはメールでお送りさせていただいております、右上に机上配布資料と記載させていただいております資料を御覧くださいませ。

こちらに今後のスケジュールを記載させていただいております。本日、御審議いただきまして、若干の修正が必要などございますけれども、本日の御審議を踏まえまして評価書案につきまして、〇〇〇で修正をさせていただいた後、先生方に確認のお願いをさせていただきます。その後、〇〇〇より座長に修正の内容について御報告をし、取りまとめをお願いすることになります。

座長に取りまとめていただきました評価書案につきましては、本ワーキンググループの審議結果といたしまして、食品安全委員会に報告をさせていただくことになります。食品安全委員会です承が得られましたら、ホームページ等を通じましてパブリックコメント、意見・情報の募集を30日間行う予定となっております。パブリックコメントでいただいた御意見等の対応につきましては、今後、座長と相談をさせていただいた上で進めさせていただきますと思っています。

以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

この後は食品安全委員会のほうへ結果を報告するということが残っているところで、非常に長い期間にわたってこのワーキンググループの先生方に御協力いただいて、一応このような形になってまいりました。恐らくこれで一段落ということになるはずです。

今日の議論のテーマだけでなく、先生方のほうから全般何であれ、御意見なり、コメントなり、これからの食物アレルギーのリスク評価について、食品安全委員会にこの機会に述べておきたいというようなことも含めて、何かございましたらどうぞ。御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇〇から手が挙がりました。〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇でございます。

先ほど〇〇〇さんから説明のあった今後のスケジュールなのですが、アレルギーワーキンググループの評価書として仕上げていくプロセスは確かにこのとおりでございます。それとともに、複線といいますか、このアレルギーの評価ですが、自ら評価で

始まっているのです。したがって、企画等専門調査会でこれを自ら評価してくれと。たしかこのとき、〇〇〇が座長だったと思いますけれども、そういう意味では、こういう結果になりましたと企画等専門調査会に報告を返すというプロセスもたしかあると思いますので、事務的ですが、追加だけさせていただきます。

以上です。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 ありがとうございます。

今回、長い間〇〇〇の御尽力によってこれがまとまってきて大変うれしく思っております。

実は、この間も私、自分で意見を言ったのですけれども、今、イギリスのほうからかなりラブコールというか、日本の表示制度が素晴らしいという意見を結構受けていまして、それで、コーデックス委員会のほうに持っていきたいというイギリスのほうの、大学の先生なのですけれども、その辺で幾つかオンラインでミーティングを今進めているところがあります。〇〇〇がこの間お話しされたように、これからコーデックスの議論が始まるかと思うのですけれども、ここはもしかすると早い動きがある可能性は十分あるかと思えます。イギリスの大学の先生は何とか10ppmを持っていきたいという意向があるようなので、海外でも結構アシストしてくれているところはあるのです。ただ、日本としては海外との交渉が、行政機関のヘルプがあまりないので、〇〇〇とかいろいろ御講演されてかなり御尽力いただいているところなのですけれども、整合性ということにおいては弱いような気がします。

ただ、これは日本の食品の信頼性にもつながり、輸出拡大にもつながるので、政府の方針にもつながるかなと考えております。食品安全委員会はリスク評価機関なので、そこはなかなか難しいと思うのですけれども、うまくこれをアシストしていただけるような感じに持っていけないものですかねというお願いをして、この評価書のところをまとめていただければなと思えます。

〇〇〇 要は、先生の意図としては、これを英訳したいということでしょう。

〇〇〇 それと、ミーティングがあって、コーデックスに持っていくときに、私の語学力だとかなり難しい部分がありまして、そこを例えば〇〇〇にお願いしたいと思えます。

〇〇〇 言ってくださればやりますよ。

〇〇〇 できればこの評価書を持って議論していったほうがオーソライズされていると受け止めていただけるので、この評価書でまとめている〇〇〇のほうで得られたデータを早く論文化してほしいと言っているのです。あるいは、今、〇〇〇にやっていたている3年間の全国の調査は、科学立証されているのですかということもいろいろ質問を受けております。

〇〇〇 それは日本語ではアレルギー誌に出しているのですけれども、英文でまとめて一

回海外に報告しなければいけないなどは思っております。

〇〇〇 この辺が、やはり海外は結構求めているところでございます。

〇〇〇 分かりました。できるだけ早く対応します。

先生、評価書の英訳というのはあれなのですか。

〇〇〇 〇〇〇から英訳も含めてコメントがあります。

〇〇〇 〇〇〇です。

〇〇〇、〇〇〇、御意見ありがとうございます。

2月10日のワーキンググループで今後の方向性について資料2ということでお示ししました。そのときに、今後の〇〇〇における対応として、国際動向を踏まえてということも記載しておりました。その参考資料としてつけておりましたが、現在は、コーデックスから依頼を受けてFAO/WHOの専門家を集めての会議で、今まさにリスク評価が行われているところと認識しております。コーデックスで議論される前に、まずはこのサイエンティフィックアドバイスのようなものが出るだろうと。〇〇〇でもその動きは注視しておりまして、確かに〇〇〇がおっしゃるとおり、かなり早く進むような印象です。

実は専門家会合が検討すべきテーマとして3つテーマがあったのですが、1つ目がアレルギーリストに載せるべきアレルギーは何かという点。2つ目がいわゆる閾値の設定をどうするか。最後がいわゆるmay containのようなprecautionary advisory labellingをどうするか。この3つだったのですけれども、1つ目については既に専門家会合での議論が終わったと聞いております。次は閾値の議論が行われる予定ということですので、食品安全委員会としても、先ほどの机上配布資料にありましており、まだ食品安全委員会としての決定にはなっておりませんので、provisionalなものではあるのですが、英訳作業というのは始めていこうと。固まり次第すぐに出せるように準備をしていきたいと思っております。

それから、3年おきに行われている全国実態調査については、やはり海外から非常に興味があるようでして、特にアレルギーリストに載せるアレルギーを選ぶ際にこういったprospective studyに基づいてやっているというのは非常にインパクトがあるようです。EFSAとの担当者レベル会合においても、ここの部分をもうちょっと教えてほしいといった要望もありましたので、英語での情報があると今後大変役立つのではないかと思います。

以上です。

〇〇〇 というような方向で、現在、〇〇〇も用意を始めるということです。

〇〇〇、〇〇〇、どうもありがとうございます。

そのほか、特にございませんでしょうか。

特にないようでしたら、本日は、これを持ちまして第15回「アレルギーを含む食品に関するワーキンググループ」を閉会させていただきます。

御参加どうもありがとうございました。